

内閣參質第八号

昭和三十二年四月九日

内閣總理大臣 岸 信 介

参議院議長 松 野 鶴 平 殿

參議院議員片岡文重君提出朝鮮並びに台灣出身の傷痍軍人及び軍属に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員片岡文重君提出朝鮮並びに台灣出身の傷痍軍人及び軍属に関する質問に対する

答弁書

朝鮮人又は台灣人たる戦傷病者は、現在は日本の国籍を有していないとしても、当時は陸海軍に属して軍務に服し、公務上の傷病により不具廢疾となつたものであるから、日本人同様の待遇を与えよという議もあるが、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて、この問題を解決することは不適当であり、結局日韓、日中両政府間にあける問題として他の請求権の問題と関連して考慮せざるを得ないのであることを考えてゐる。

朝鮮及び台灣出身の元傷痍軍人及び軍属であつた者が、日本に帰化することを希望する場合には、国籍法第四条第四号の要件につき、運用上相当の考慮を払う余地はあるが、この要件をかんわする特別の措置を講ずることは相当でないと考える。

なお、日本に在住している台灣人又は朝鮮人で、生活に困窮している者に対しては、生活保護法の取扱に準じて保護している。